

（後部反射器）

第四十一条 平成十七年十二月三十一日以前に製作された自動車については、保安基準第三十八条の規定並びに細目告示第五十四条、第百三十二条及び第二百十条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

- 一 自動車の後面には、次の基準に適合する後部反射器を備えなければならない。
 - イ 後部反射器（被牽引自動車に備えるものを除く。）の反射部は、文字及び三角形以外の形であること。
 - ロ 被牽引自動車に備える後部反射器の反射部は、正立正三角形又は帯状部の幅が一边の五分の一以上の中空の正立正三角形であって、一边が百五十ミリメートル以上二百ミリメートル以下のものであること。
 - ハ 後部反射器は、夜間にその後方百五十メートルの距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。
 - ニ 後部反射器による反射光の色は、赤色であること。
- 二 後部反射器は、前号に掲げた性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。
 - イ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える後部反射器は、その反射部の上縁の高さが地上一・五メートル以下、下縁の高さが地上〇・二五メートル以上となるように取り付けられていること。
 - ロ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える後部反射器は、その反射部の中心が地上一・五メートル以下となるように取り付けられていること。
 - ハ 最外側にある後部反射器の反射部は、その最外縁が自動車の最外側から四百ミリメートル以内となるように取り付けられていること。ただし、二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものにあつてはその中心が車両中心面上、側車付二輪自動車の二輪自動車部分に備えるものにあつてはその中心が二輪自動車部分の中心面上となるように取り付けられていればよい。
 - ニ 大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）、小型特殊自動車及び被牽引自動車以外の自動車に備える後部反射器の反射部は、後部反射器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方十度の平面及び下方十度の平面（後部反射器の反射部の上縁の高さが地上〇・七五メートル未満となるように取り付けられている場合にあつては、下方五度の平面）並びに後部反射器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後部反射器の内側方向三十度の平面及び後部反射器の外側方向三十度の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。
 - ホ 大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）、小型特殊自動車以外の被牽引自動車に備える後部反射器の反射部は、後部反射器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方十五度の平面及び下方十五度の平面（後部反射器の反射部の上縁の高さが地上〇・七五メートル未満となるように取り付けられている場合にあつては、下方五度の平面）並びに後部反射器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後部反射器の内側方向三十度の平面及び後部反射

【2009.10.24】第41条（後部反射器）

器の外側方向三十度の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。

へ 後面の両側に備える後部反射器の取付位置は、イからホまでに規定するほか、第三十七条第一項第三号ホの基準に準じたものであること。

2 次の表の上欄に掲げる自動車については、前項の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

自動車	条項
一 平成十七年十二月三十一日以前に製作された自動車	第二号ニからへまで

3 次の表の第一欄に掲げる自動車については、第一項の規定のうち同表第二欄に掲げる規定は、同表第三欄に掲げる字句を同表第四欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

自動車	条項	読み替えられる字句	読み替える字句
一 昭和四十八年十一月三十日以前に製作された自動車	第一号ロ	正立正三角形又は带状部の幅が一辺の五分の一以上の中空の正立正三角形であって、一辺が百五十ミリメートル以上二百ミリメートル以下のもの	正立正三角形で一辺が五十ミリメートル以上のもの又は中空の正立正三角形で带状部の幅が二十五ミリメートル以上のもの
二 昭和四十八年十二月一日から平成十七年十二月三十一日までに製作された自動車	第一号ハ 第一号ロ	百五十メートル 一辺の五分の一 二百ミリメートル以下のもの	百メートル 三十ミリメートルのもの
三 平成十七年十二月三十一日以前に製作された自動車	第一号イ 第二号イ	文字及び三角形 上縁の高さが地上一・五メートル以下、 下縁の高さが地上〇・二五メートル以上	三角形 中心の高さが地上一・五メートル以下

4 平成二十四年十二月三十一日以前に製作された自動車については、細目告示別添五十二 3・19・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成十七年国土交通省告示第千三百三十七号）による改正前の細目告示別添五十二 3・19・の規定に適合するものであればよい。

- 5 保安基準第三十八条第三項及び細目告示第五十四条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の二第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第四改訂版補足第三改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定に適合するものであればよい。